

平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム審査要項

I 本プログラムの趣旨・目的

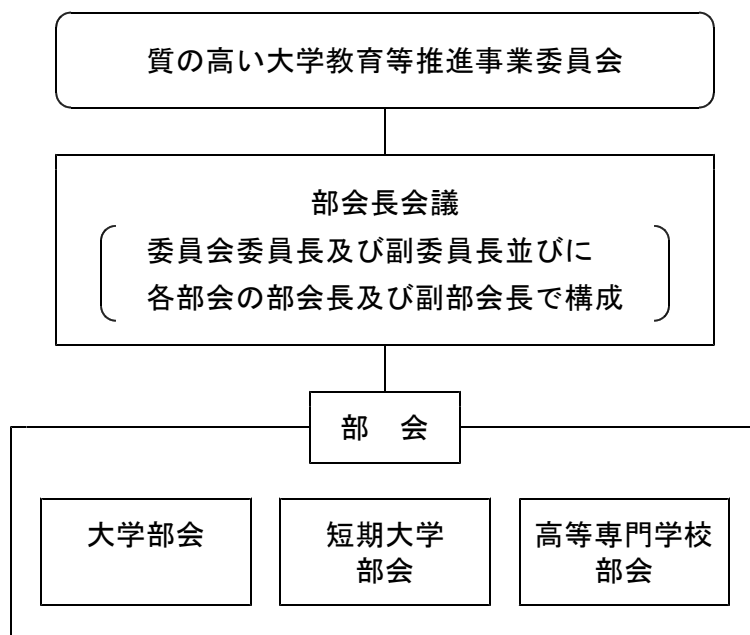
質の高い大学教育推進プログラムは、大学設置基準等の改正等への積極的な対応を前提に、各大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）から申請された、教育の質の向上につながる教育取組の中から特に優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国全体としての高等教育の質保証、国際競争力の強化に資することを目的とするものである。

本事業の審査は、この審査要項により行うものとする。

II 審査方法

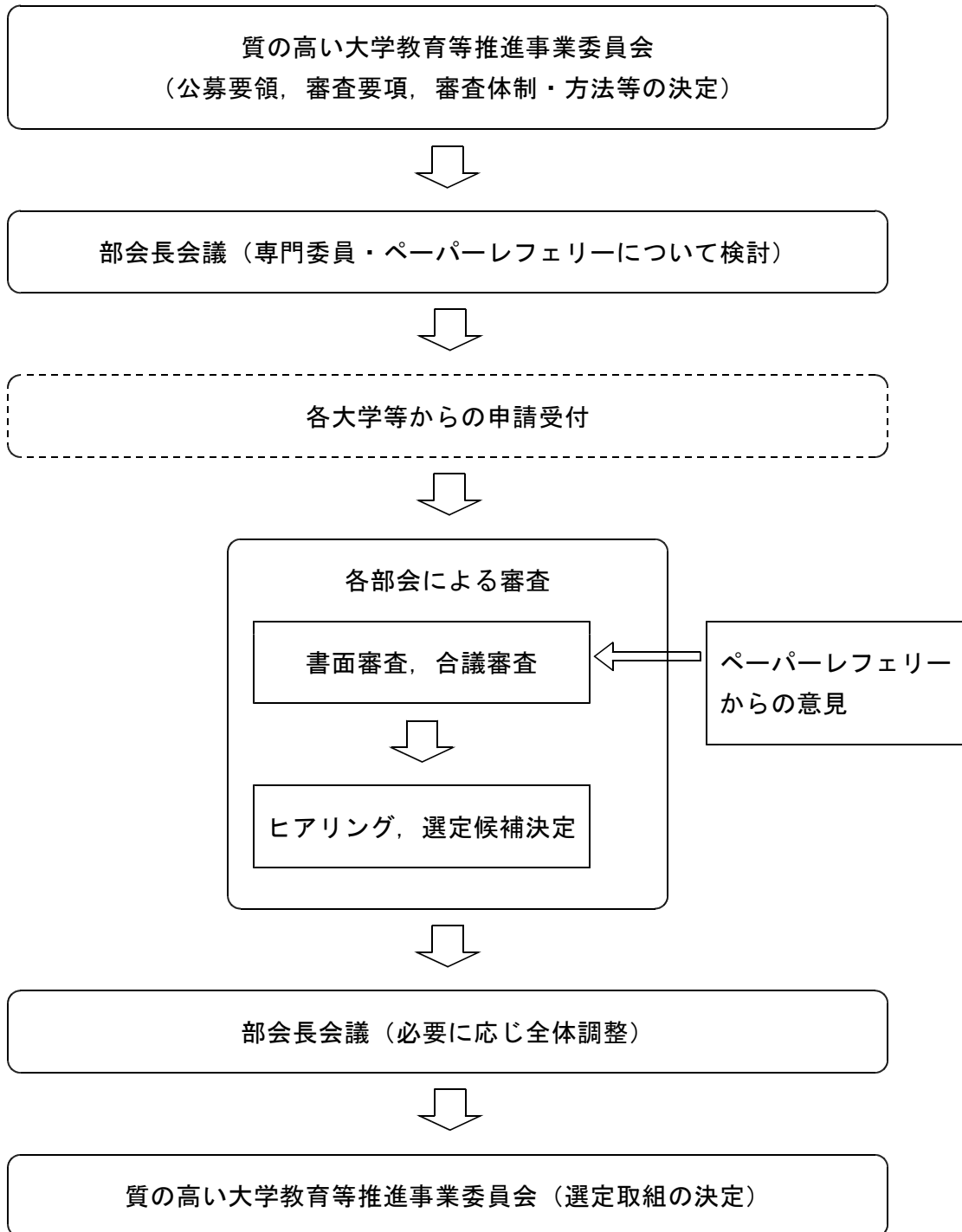
- 各部会は、書面審査及び合議の審査によりヒアリングを実施すべき取組を決定する。なお、合議の際は、審査の客観性・公正性を担保するためにペーパーレフェリーの意見も参考とする。
- 各部会は、全ヒアリング終了後、合議により選定候補を決定する。
- 必要に応じ、部会長会議において、各部会からの選定候補を総合的に評価し、全体調整を図る。
- 質の高い大学教育等推進事業委員会は、各部会からの選定候補を総合的に評価し、選定取組を決定する。

1 審査体制



※学校種ごとに審査を分担し、申請状況に応じ各部会のうちにワーキンググループを設けて審査を行う。

2 審査手順（選定までの流れ）



Ⅲ 審査方針

本事業における取組の選定にあたっては、次の事項に沿って評価する。

1 教育の質の向上への大学等の対応

(1) 人材養成目的の明確化

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・学部等の人材養成目的が学則等において具体的に明示されているか。
- ・学生に修得させるべき能力等は明確になっているか。
- ・人材養成目的等の実現に向けて、卒業認定・学位授与、カリキュラム編成、入学者受入のポリシー（以下「3つの方針」という。）が明確にされ、展開されているか。

(2) 成績評価基準等の明示等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画がシラバス等により明示されるとともに、学生の学習時間の確保に配慮がなされているか。
- ・学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準が具体的に明示され、基準に沿って適切に実施しようとしているか。
- ・進級や卒業認定の基準が「3つの方針」を踏まえた内容となっているか。

(3) ファカルティ・ディベロップメントの実施

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究について、実施体制及び評価体制が整備されているか。
- ・具体的な展開が予定されているか。

(4) 評価・改善の体制・方法の整備等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・自己点検・評価や外部評価の実施や評価結果反映の体制・方法が整備され、具体的な展開が予定されているか。
- ・当該評価結果を反映させ改善へと結びつける体制やシステム等(PDCAサイクル)の整備がなされているか。

2 取組（教育プログラム）

（1）取組の趣旨・目的

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・ この取組における学生教育の目的や達成すべき学習成果が明確に示されているか。
- ・ 取組学部等の人材養成目的の達成に資する取組となっているか。
- ・ 大学等教育に対する社会のニーズや学生のニーズを踏まえた取組となっているか。
- ・ 政策課題に対応するための取組の場合、社会的要請に応えたものとなっているか。

（2）取組の具体的内容・実施体制等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・ この取組には、優れた教育効果をあげるための創意工夫が見られるか。
- ・ 学生教育の質の向上に向けた多面的な努力が払われているか。
- ・ 計画されている内容や方法が、この取組の目的や学習成果の達成のために妥当かつ有効なものとなっているか。
- ・ 取組の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教職員の体制、大学としての支援体制等）の整備又は整備の計画がなされており、取組を推進するために効果的なものとなっているか。

（3）取組の評価体制

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・ 取組に対して、組織として評価を適切に実施し、当該取組の質の向上又は改善に結びつける体制やシステム等の整備又は整備の計画がなされているか。
- ・ 取組の達成度や学習成果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。
- ・ 取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。

（4）取組の実施計画等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・ 計画されている実施のスケジュールや実施計画が、この取組の目的や学習成果の達成のために具体的かつ妥当なものとなっているか。
- ・ 取組期間終了後における、取組の実施を踏まえた展開について配慮が示されているか。

IV 留意事項

審査・評価にあたっては、大学、短期大学、高等専門学校それぞれの目的や役割、機能の違いを考慮して行うものとする。

V その他

1 開示・非開示

(1) 「質の高い大学教育等推進事業委員会」の審議内容等の取扱いについて

① 「質の高い大学教育等推進事業委員会」(以下「委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・ 審査・評価(人選を含む)に関する調査審議の場合
- ・ その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

② 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則、公開とする。

③ 選定された取組は、文部科学省へ報告するとともに、Webサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

① 委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

② 専門委員の氏名については選定後公表することとする。

③ ペーパーレフェリーの氏名については選定後公表することとする。

2 利害関係者の排除

(1) 申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及びヒアリングを行わないこととする。

(2) 委員及び専門委員は、委員会及び各部会における当該申請の個別審議に加わらないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員及び専門委員が当該大学学部、短期大学、高等専門学校の専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ 委員及び専門委員が当該大学・学校法人等の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ・ その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理, 守秘義務, 申請書の使途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学等の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報(申請書等各種資料を含む)は, 他の情報と区別し, 善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は, 取組の選定を行うことを目的とするものであり, その目的の範囲内で使用する。

4 状況調査等

本プログラムの審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。